

建設環境委員会 会議録

| | | | | | | |
|---|------------------|----------|-------|-------|----|-------|
| 招 集 年 月 日 | 令和5年9月28日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 湖西市役所 委員会室 | | | | | |
| 開閉会日時及び宣告 | 開 会 | 午前 9時54分 | 委 員 長 | 土屋 和幸 | | |
| | 閉 会 | 午前11時24分 | 委 員 長 | 土屋 和幸 | | |
| 出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す | 氏 名 | 出 欠 | 氏 名 | 出 欠 | | |
| | 山本 晃子 | ○ | 山口 裕教 | ○ | | |
| | 柴田 一雄 | ○ | 土屋 和幸 | ○ | | |
| | 竹内 祐子 | ○ | 馬場 衛 | ○ | | |
| | | | | | | |
| 説明のため出席した 者の職・氏名 | 環 境 部 長 | 石田 裕之 | | | | |
| | 環 境 部 理 事 | 村山 隆徳 | | | | |
| | 下 水 道 課 長 | 内藤 健作 | | | | |
| | 工 務 係 長 | 松本 記一 | | | | |
| | 水 道 課 長 | 鈴木 克昌 | | | | |
| | 課長代理兼総務給水係長 | 外山 典靖 | | | | |
| | 工 務 管 理 係 長 | 中西 雄一 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 職務のため出席した者の職・氏名 | 局長 | 山本 信治 | 書記 | 白井 麻貴 | 書記 | 伊藤左和子 |
| 会議に付した事件 | 令和5年9月定例会付託 議案審査 | | | | | |
| 会議の経過 | 別 紙 の と お り | | | | | |

傍聴議員：神谷 里枝

建設環境委員会会議録

令和5年9月28日（木）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時54分 開会〕

○土屋委員長 それでは、まだまだ暑いですが、我慢してやっていきましょう。

それでは、所定の定数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日、神谷議員より傍聴の申出があり、当委員会に同席されますので御報告いたします。

着座にてお願いします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいてお願いたします。

質疑は1問1答式としまして、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチを入れ忘れのないようお願いたします。

また職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可いたしたいと思しますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りすることをお願いたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

なお、当局から参考資料の配付を求められましたので、これを許可しておりますのでお願いたします。

初めに、議案第90号、令和4年度湖西市公共下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

関係資料は、令和4年度湖西市公共下水道事業会計決算書、決算附属書類、決算概要説明書3ページから5ページまでとなります。

初めに、令和4年度決算の概要について説明していただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

課長。

○内藤下水道課長 下水道課です。お願いたします。それでは私のほうから令和4年度の公共下水道事業会計決算の概要について、決算附属書類に基づき説明させていただきます。

決算附属書類の1ページを御覧ください。

まず、概況総括事項ということで記載のとおり、処理区域面積、処理区域内人口は前年度に比べ、それぞれ増加しましたが、下水道事業の基幹収入であります下水道使用料は下水道使用料収入の対象となる有収水量が1.3%減少したことにより、前年度に比べ0.5%の減少となりました。この使用料収入につきましては、次の業務状況にて再度御説明いたします。一方、経営健全化のための取組としましては、湖西市下水道事業経営戦略に基づき、効率的かつ優先順位を考慮した建設投資の推進により引き続き企業債残高の削減に努め、一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいるところであります。また、今年度は下水道事業審議会を設置しまして、現行の経営戦略の見直しについて議論を進めているところであります。

続きまして、業務状況でございます。

8ページに詳細を載せてございます。上の3―(1)業務量を御覧ください。まず、令和4年度末時点の処理区域内人口は2万5,692人で、前年比プラス37人0.1%増加しましたが、市全体の行政人口は前年比321人の減少となりました。行政人口に対する処理区域内人口の割合を示します普及率は0.3ポイント増の44.1%となりました。下水道を使用している接続済人口は45人増加し、2万1,403人で供用を開始した処理区域内の人口に対する接続済人口の割合を示す水洗化率は昨年同様83.3%となりました。したがって、整備が完了した区域の約8割の方が下水道を使用しているという状況でございます。

続きまして、汚水処理水量でございます。前年から1,502立方メートル、0.1%増の232万139立方メートルとなり、

1日の平均処理水量も前年から4立方メートル、0.1%増の6,356立方メートルとなりました。なお、使用料収入の対象となる有収水量は前年比3万270立方メートル、1.3%減の223万571立方メートルとなりました。これによりまして、下段の表に記載してございますが、使用料収入も先ほど冒頭で申し上げましたが、前年比0.5%減で159万2,097円の減収となりました。湖西市の下水道事業は平成13年に供用を開始しまして22年が経過しました。令和2年には全体計画の変更により区域を縮小し、当初の整備予定から約3割を計画区域から外しましたが、普及率は44.1%と、依然低いことから引き続き環境の整備を推進していく予定です。

続きまして、工事の状況でございます。4ページから7ページに詳細を載せてございます。アの管渠築造工事につきましては、三ツ谷・あけぼの地区と鷺津地区、新所原東地区で工事を実施しました。令和3年からの繰越しでありますNo.1の工事は5月に完了しております。No.2と3、5から9は年度内に完了しましたが、No.4の工事は6月議会で報告させていただきましてとおり、作業員の人手不足と作業員が新型コロナに感染したことにより作業が遅延しまして、令和5年度へ繰越しとさせていただきます。こちらの工事につきましては6月7日に完了しております。イの小規模工事ですが、取出管工事等29件を発注しまして、全て年度内に完了しております。

最後に改良工事1件です。6ページから7ページの下段です。こちらは県施工の新居関所東側の電線共同溝整備工事に伴い、支障となった管渠を廃止したもので、9月に完了しております。

最後に、会計の概況でございます。10ページから11ページに会計の状況を記載してございます。10ページの契約金額200万円以上の委託につきましては、9件の委託を行いました。このうち日本下水道事業団との協定締結に関しましては、上段から2件が令和3年度からの繰越しで、下から3段目につきましては当年度分となっております。いずれも湖西浄化センターの機器の更新及び耐震工事に係る設計業務でございます。その他の業務は御覧のとおりとなっております。

続きまして、企業債の概況です。11ページに記載してございますとおり、令和3年度末の残高が95億4,757万6,521円ありまして、令和4年度の借入高7億2,150万円に対しまして7億1,287万5,386円を償還し、令和4年度末の残高は95億5,620万1,135円となり、前年度末から862万4,614円増加しました。

最後に、財政状況です。13ページから17ページに明細書が添付してございます。令和4年度の事業収益は12億415万7,375円、前年比8.5%減、14ページの事業費用は12億973万4,796円、前年比6.2%減でございましたので、収益から費用を引いた令和4年度の損益は557万5,421円の純損失となっております。

以上で、令和4年度の決算の概要についての説明になります。以上でございます。

○土屋委員長 ありがとうございます。

今、課長のほうから概要について御説明していただきましたが、質疑のある方はございますか。

山口委員。

○山口委員 第1款第1項営業収益の下水道使用料について、接続戸数や接続人口が増加しているにもかかわらず、前年度と比べて減収になった要因は何でしょうか。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。令和4年度の下水道使用料は、接続戸数が192戸、接続済人口が45人へ増加しましたが、前年比99.5%で、159万2,097円の減収となりました。考えられる要因としましては、約3年に及ぶコロナ禍からの外出制限緩和や節水意識の向上、節水型のトイレや浴槽設備などの家電普及など、複合的な要因が考えられます。現在の下水道料金につきましては、令和元年に約23%の増の改定を実施しております。現在、有識者による審議会を組織しまして、使用料改定を含めました事業経営について議論を進めているところでありますが、この中で他市町の使用料の設定額や、合併浄化槽との経費の比較などを考慮した上で財政シミュレーションを行うと同時に、無駄を省いた経営改善に向けた効率的な取組などを踏まえ、使用料改定について慎重に議論していく予定です。

以上のことから、今後においても事業経営上厳しい状況は継続していくものと思われませんが、引き続き下水道の整

備拡大を推進するとともに、市民一人一人に対し、より下水道事業への理解を深めてもらえるよう広報活動及び接続促進に向けた活動を継続し接続戸数の増加を図ってまいります。以上でございます。

○土屋委員長 山口委員。

○山口委員 今後も無駄を省き、効率的に事業のほうを進めていってください。ありがとうございました。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 令和元年のときに20%アップしたということですよ。料金改定。今現在、検討しているという段階なんだけれども、令和元年の23%アップの理由は私は知らないんですけど、やはり、それくらいの2割以上の料金アップという想定でよろしいんですか。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。まだ料金を上げるという決定というか、検討を今している状況で、まだ上げるかどうかというところも、今、内部で検討して、また審議会においてもそこら辺はまた諮っていくのですが、今のところ、まだ内部では上げるというような結論には達していないです。いろんな物価が上がっている中、先ほど御説明しましたが、まず私たちが無駄を省いて事業を今後も運営していく中で、あらゆる手法を見た中で最終的に料金の改定というのは、最後の自分が思うに手段と言ったら変ですけど、最後のところかなとは思いますが、まずは自分たちの足元を見つめて事業運営をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○土屋委員長 ほかにございますか

馬場委員。

○馬場委員 若干の収入不足というか、今、供用開始区域内の接続率が8割ぐらいということで、そこを100%までというとなかなか難しいものですから、少しでも上げていただける努力はされていると思うんですけど、要因的には接続されない、いろんな条件があると思うんですけど、主なものだけあれば1点か2点挙げていただければと。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。主な要因は資金難というのが一番多い理由です。どうしてもまとまったお金が、数十万円、場合によっては100万円単位で恐らくかかっていると思いますので、それは敷地の条件によって変わってきますので、やはり資金難というのが一番の状況。今の浄化槽が特に不具合がないということで差し当たり、そこへ投資することになかなか一歩踏み出してもらえないというのが現状でございます。以上でございます。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 努力はされたと思うんですけど、やはり資金的に、うちの状況によって100万単位で出ていくというのも聞いていますが、料金を上げる前提の中で接続率を少しでも上げていただければ、料金を上げるものが先送りできればということで、さらなる努力だけお願いしたい。

○土屋委員長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

山本委員。

○山本委員 経常収支比率99.5%で、純損失557万5,421円となった要因を教えてください。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。決算書の5ページの損益計算書になります。こちらを御覧ください。決算書のほうです。経常収支比率は、当該年度におきまして、料金収入や一般会計からの繰入金などの収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを示す数字になります。要は営業成績を明らかにするという形の資料になります。令和4年度におきましては557万5,421円の純損失が計上されました。御承知のとおり、本下水道事業は使用

料収益のほか、一般会計からの繰入金によりまして事業運営をしている状況にあります。純損失となった主な要因としましては、現金の支出を伴わない長期前受金戻入や減価償却費などの変動に加えまして、令和4年度は電気料が高騰いたしまして、その影響により動力費が増額したということで純損失が発生したものであります。以上でございます。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにございますか。

山本委員。

○山本委員 第1款第1項企業債収入が前年比と比べて増加した理由と、今後の償還計画について教えてください。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。下水道事業債につきましては、令和4年度、令和3年度ともに工事に係る事業債はほぼ同額の受入れとなりましたが、令和4年度の増加分につきましては、日本下水道事業団へ委託した湖西浄化センターの実施設計の作成に関する協定などの業務が記載の対象となったことによるものです。この協定は、今年度、湖西浄化センターにおいて工事着手予定でありますストックマネジメント事業及び耐震対策工事に係る実施設計業務になります。

次に、今後の償還計画ですが、現行の経営戦略の計画、令和7年、8年度がピークに増加する予定ですが、それ以降は徐々に減少する見込みです。また下水道管整備の完了を今全体計画におきまして令和23年度としておりますが、この企業債の償還が終了するのが令和42年頃と想定しております。ただし、現状の進捗状況を踏まえすと、令和23年度の整備完了目標年次の設定も、今後、見直しの検討も必要になってくるのかなとは思っています。その辺は今後また検討してまいります。

以上のことから、将来財政を圧迫することがないように企業債残高を適正に管理するとともに、償還高の平準化に努め、引き続き資金調達の在り方も踏まえた財政マネジメントの向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

○柴田副委員長 附属書類の4ページから7ページの工事の関係ですけれども、先ほど工事の内容について説明もいただきました中で、人手不足で令和5年度に繰り越したのもあって、令和5年度に入って完了してきたということも伺ったんですけども、令和4年度の当初計画していた工事ということに対してはどうだったのか、内容を教えてください。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。工事の内容につきましては、附属書類の4ページ、5ページになります。委員おっしゃいました、まず令和4年度の計画どおりかどうかというところでございますが、また御説明申し上げますが、1件の繰越工事を除きまして、計画どおりに進捗したということでございます。

まず、配付させていただきましたA3の表裏の図面と併せて御覧ください。まず管渠工事につきましては先ほど申し上げましたが、三ツ谷・あけぼの地区、鷺津地区、新所原東地区で工事を実施しました。令和3年度からの繰越しでありますNo.1の工事は5月に完了しております。令和4年度におきましては、No.2からNo.9までの8件の工事を発注いたしました。No.2、No.4、No.5、No.9の4件は、三ツ谷・あけぼの地区になります。No.2は杏林堂前の国道301号にて推進工法で実施いたしました。No.4は、A1北側住宅地内で開削工法により施工いたしました。No.

5は大谷川沿いで推進工法にて施工いたしました。No. 9は三ツ谷付近と清源坂交差点付近の国道301号と市道で、過年度実施区間の舗装復旧工事を行いました。No. 7と8の2件は鷺津地区になります。No. 7は湖西病院南側におきまして、開削工法にて施工いたしました。No. 8は現在、土木課で進めております鷺津駅谷上線道路整備事業におきまして、遠信湖西支店前の道路工事に投資をして下水道管を開削工法にて施工いたしました。No. 3と6、こちらの裏側の2-2という図面になるのですが、この2件は新所原東地区です。No. 3は廃止となりました旧南部東踏切のJR東海道線沿い付近、No. 6は浜名病院西側付近で、それぞれ推進工法と開削工法にて施工いたしました。

以上、合計8件の工事を発注し、7件の工事は年度内に完了しましたが、No. 4の工事につきましては、先ほど申し上げました議会で報告してもらいましたとおりコロナの関係で作業が遅延いたしましたので、令和5年度へ繰越しとさせていただきます。この工事は6月7日に完了しております。

続きまして、イの小規模工事です。7ページにかけてになります。取付管取出し工事など29件を発注し、全ての年度内に完了しております。

最後に、改良工事1件です。こちら先ほど御説明しましたが、国道301号新居関所東の電線共同溝整備工事に伴い、支障となった管を廃止したものです。9月に完了しております。以上でございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 ほぼ予定とおり、完了することができたということで了解いたしました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにありますか。

柴田委員。

○柴田副委員長 続いてですみません。決算書の3ページ、4ページのところの資本的支出の第1款第1項の建設改良費の不用額が6,844万8,522円と出ておりますが、その要因を教えてください。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。建設改良費で不用額が生じた要因は主に3つございます。それぞれ内容と不用額を申し上げます。1つ目は工事請負費によるもので、先ほど御説明いたしました本管工事発注に伴う入札差金でございます。こちらが約1,750万円。2つ目は本館から個人敷地へ向けて設置する取付管につきまして、取付申請件数50件を想定しておりましたが、実績として24件でありましたので、こちらで約2,190万円。3つ目、日本下水道事業団へ委託した湖西浄化センターの設備更新及び耐震対策工事に係る実施設計におきまして、令和4年度に予定していた内容を一部令和3年度に実施したことにより、委託料で約1,830万円。

以上、主に3つの要因によりまして不用額が発生したものでございます。以上でございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 工事請負費の入札差金で1,750万円ほどというような話があったんですけども、今の物価高騰ですか、材料不足、人員不足、そういったもので入札の影響というのはなかったでしょうか。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。まず入札にかかる工事の設計書でございますが、その都度、最新の単価を反映してございますので、適正な物価、人件費で設計しております。あと入札におきましても、特に業者さんの参加がないとか、そういったようなケースはございませんでしたので、予定どおり執行できたというふうな形になります。以上でございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 すみません、直接決算とは関係はないわけではないのですが、その他ということによろしいですか。

○土屋委員長 お願いします。

○馬場委員 2点ほどお願いしたいのですが、今年度より環境センターで汚泥を焼却処理するというので、汚泥の受入施設の建設、また処理に関する今後のスケジュールについて、まず1点お聞きしたいと思います。

それで、もう1点は全体の下水道事業経営の現状と今後、今も90億円以上の起債を起こしている事業で、これもまだまだ続く事業ですから、それについて少し考えがあればということでお聞きしたいと思います。お願いします。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。まず環境センターにおける汚泥の焼却処理の関係でございますが、現在、下水道で発生する汚泥は市外のほうに搬出してあります。今回、環境センターの再稼働に合わせて、同センターにて焼却処分するよう、令和4年度と5年度にかけて環境センターの敷地内に汚泥受入施設を建設しております。汚泥受入施設につきましては、廃棄物対策課所管の湖西市衛生プラントから発生する、し尿浄化槽汚泥と公共下水汚泥を受け入れる共同施設でございます。建設費の一部を工事負担金として支出するとともに、今後の施設の維持管理等につきましては廃棄物対策課が実施し、汚泥受入量に応じて処分費を下水道課が支払うというものでございます。

建設費の総額です。総額が4億3,215万2,000円。過去の汚泥量の実績をもとに廃棄物対策課と負担割合を定めております。下水道課の負担割合は68.7%です。金額に換算しますと2億9,688万8,000円になります。この負担金を令和4年度と5年度の2か年で負担いたします。令和4年度におきまして、繰越工事になっておりまして、令和4年度の出来高として3,077万円を支払っております。このため令和5年度分と令和4年度の残り分の金額を令和5年度に2億6,611万8,000円を支払う予定です。なお、この負担金につきましては、全額国庫補助の対象という形になっておりますので、国庫の負担率が55%でございます。ということは実質、市で負担するのが1億3,360万1,000円となります。

続きまして、今後のスケジュールでございますが、現時点でおおむね建設工事は完了してございまして、今の予定だと11月6日に試験的に投入を開始して、試運転の調整を行いながら進める予定です。こちらを年度末令和6年3月末までに完了させて、その後、引き渡しという形で現在スケジュールということで進めております。

続きまして、事業の経営と課題のほうもよろしいですか。まずは事業全体の整備進捗率でございますが、全体の計画に対しまして約50%、半分の整備率となっております。このため今後、新所原地区を中心としまして、環境整備やポンプ場の新設、または水処理等の増設を新設工事が今、計画されております。

それに加えまして、供用開始時から設置してあります既存の設備が老朽化してございますので、そちらの更新工事も控えております。今後、そういった新規投資と既存の更新工事の投資という2つの投資が今後ありますので、増加傾向ということでございます。

続きまして、財政状況です。公営企業は料金収入をもって経営を行うという独立採算制が基本原則であります。今後の財政の見通しも人口減少ということもございまして。あと有収水量も今後減少が見込まれます。将来的にそういったことで使用料収入も減少していくものだというふうにご考えております。昨今、またエネルギー価格も高騰しておりまして動力費も上がっています。あと資材費も上がっています。こういったことを今後も継続はされるということは予測しておりますので、下水道事業を取り巻く状況もますます厳しさを今後増すのではないかと考えています。

ちょっと長くなっちゃうんですが、今後の課題解決としまして、先ほど冒頭にお話がありましたが、単に使用料を引き上げるということではなく、まず湖西市の実情、地域の実情と課題を踏まえた見直しが必要かなと考えています。将来の地域の汚水処理の在り方としまして、し尿浄化槽汚泥とうちの下水道汚泥を補正の議案のほうへ上程させていただきまして可能性調査ということもございまして、そこら辺を統一して集約化処理できないかとか、施設の統廃合もできないかとか、こういったことを将来的に検証して、将来の投資額の抑制と事務処理を中心にしました民間委託等で経費の削減と、あと収益を増加させるために、先ほどありました加入促進活動も今後、今までのやり方を踏襲するのでなしに、もう少し踏み込んだ政策的なものも今後必要になってくるかなとは考えています。

具体的に申し上げますと、新居浄化センター、こちらも津波の区域に今想定内に入っていますので、こちらの統廃合ということも検証していったら、新居浄化センターも今後施設の老朽化で更新投資も必要になってくるものですから、そちらのほうも統廃合によって抑制が出るかどうかということも検証していきたいと思います。あと、全体的におきましては、GXというグリーントランスフォーメーションって言うんですか。世間ではそういったことも言われていますので、そういった中も含めて課題解決と施策の検討を今後も積極的にやっていきたいなというふうに思います。すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 いろいろありがとうございます。1点だけ確認させてください。汚泥受入施設ができた後、来年、引き渡しという話が出たんですけど、管理はどちらがやるんですか。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。管理は廃棄物対策課のほうで管理いたします。以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 下水道課としては、施設を、その場所を提供というだけですか。

○土屋委員長 内藤委員。

○内藤下水道課長 うちのほうはそこへ処分費としてお金を支払って、そこへ処分するという形で。そういう計画で今話しております。以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。それともう1点。下水道事業も大変だと思います。これからね。物価高騰とか、人だつて大変だと思うんですよ。最終年度、湖西市が考えていると、令和何年度になると言ったかね。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。令和23年度です。

○馬場委員 どれだけ経費が上がっているか、分からない。見通しがね。分かりました。大変ですけど、頑張ってもらえないです。事業は着々と進めていかれると思いますけど。以上です。終わります。

○土屋委員長 ほか。

竹内委員。

○竹内委員 今の説明で大分理解できたんですよ。附属書類の2ページのところの経営指標に関する事項のところでも、6行目とかというところに「適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要であると考えられる」ということで、そこはどういうことかなと思って聞いたんですけど、今のお話でいくと施設の統廃合とかいろんなものを考えながら、効率よくやっていけば、その処理費の経費削減とか、そういうのもできるようになるよという意味ですかね。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。そうですね。直接的な意味と結びついてはいないんですが、ここに記載されているのは。ただおっしゃるとおり、今後の経費削減中とは施設の統廃合だとか、うちがこれから加入促進を83%のものを残り17%をどうやってお客さんにつないでもらえるかとか、そういったところにかかっていると思います。なので、そういったところで、ここの表現もそういった表現にしてございます。以上でございます。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○土屋委員長 ほかにはございませんか。

柴田委員。

○柴田副委員長 すみません。今の説明のほうに関係してくるところかと思うんですけども、今の9月定例会の補正

の中で、こういった下水道の設備の将来に向けた見直しと同時に、バイオマス燃料の研究というか、開発というか、そういった可能性に向けてということで進んでいると思うんですけども、そういった中で今度、こういった汚泥を自分のところで処理していくように進めていくということと、バイオマス燃料を研究していくという、技術的になかなか相反するものではないかなというか、そういった設備的にも。その辺はどのように考えているのか、こういったものなのか。私も勉強不足で分からないものですので、分かる範囲で教えていただけたらと思うんですけども。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 お答えいたします。まず、今年度11月から汚泥を焼却処分するということの話ですが、そこは将来そういった形で進んでいくということは、もう決まっている話ですから、焼却処理する前段階でエネルギーとしてガスを抽出して、そういったことを有効に使えないかということを検証します。そこでガスを抽出した後、その後の物を焼却するという形で、今、構想の中ではそういったことで考えてございます。以上でございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 理解できました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかに。

竹内委員。

○竹内委員 決算ですので不納欠損のことで聞いていいですか。下水道使用料のところは26件、28万1,802円、それから受益者負担金のところは1件で6万9,200円の不納欠損があったんですけど、これの説明を聞いていいですか。教えてください。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長

お答えいたします。今おっしゃるのが、使用料26件の受益者に対して1件ということで、まず5年間の期間ということ。内訳は、ちょっとすみません。手元に詳細のところまではあれなんですけど、26件の一番多いのがやはり外国の方が一番多いです。内訳とすると、国へ帰っちゃったとか、そういったものです。あと受益者負担金1件につきましては、手持ちでないものですから、またお調べをしてお答えさせてもらおうかなと思うんですけど。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 所在が不明になってしまったので、もう不納欠損にしてしまったということで、5年間ずっと追跡は一応したんですね。やったかどうか、どのぐらいの努力をされたのかということを知りたいんですけど。不納欠損してしまえばいいというのじゃなくて。

○土屋委員長 内藤課長。

○内藤下水道課長 督促はもちろんして、訪問もうちの職員が行って、訪問は何回かさせてもらっています。以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○土屋委員長 皆さん、ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 1つだけ聞いてもいい。内藤課長。バイオマス进行研究すると言ったけど、誰が研究するの。調査は。

○内藤下水道課長 お答えします。まず、調査はコンサルタントに委託をして、そういった処理システムはどういったものかというのをします。

もう一つ、専門的な知見というところも入れたいものですから、大学のそういった研究をしている教授にも声をかけていきたいなどは考えています。以上です。

○土屋委員長 分かりました。

それともう一つ、経費の関係で無駄を省くって話が冒頭にあったと思うけど、例えばどんなものが無駄だと思っている。

内藤課長。

○内藤下水道課長 まず一番代表的な話が、昨年、省エネ診断というものを12月に実施しまして、結局、今の処理場の機械が簡単などと言えば、電灯がLEDじゃなかったり、機械がインバータ式じゃなしに通常ずっと回っていたり、そういったものがあるものですから、そういった診断をやってもらいまして、できるところから、今順繰り、そこら辺は改善はしております。

○土屋委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第90号、令和4年度湖西市公共下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案を原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで当局の席の交代がありますので、暫時休憩といたします。

○内藤下水道課長 最後にいいですか。すみません。

竹内委員がおっしゃった受益者負担金で、先ほど言った使用料は外国人。受益者負担金は本人が亡くなって、相続する方がみんな相続放棄をしてしまったものですから、もう取るところがなくなっちゃって、そういったことで1件ございました。最後にすみません。以上です。

○土屋委員長 じゃあもう交代で。

御苦労さまでした。

暫時休憩といたしますので、お願いします。

〔午前10時45分 休憩〕

〔午前10時46分 再開〕

○土屋委員長 それじゃよろしいでしょうか。

それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は1問1答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

それでは、議案第91号、令和4年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

関係資料は、令和4年度湖西市事業会計決算書、決算附属書類、決算概要説明書7ページから9ページまでとなります。

初めに、令和4年度決算の概要について説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木水道課長 それでは、令和4年度水道事業会計決算書の説明をいたします。

令和4年度湖西市水道事業会計決算附属書類の1ページを御覧ください。

令和4年度の概況について御説明いたします。

水道事業は水質の安全性や地震対策を考慮いたしまして、配水場の整備や管網の耐震化を進め、水道水を安全で安定的に供給することに努めてまいりました。水道事業におきましては、給水人口の減少に伴う給水収益の減少が見込まれる一方で、水道施設への老朽化への対応や配水管の耐震化の促進など、投資費用の増大が見込まれております。そのため今後の水道事業運営の方向性を明確にし、将来にわたって安定した経営を実現することを目的としまして、令和3年度に湖西市新水道ビジョンを策定いたしまして、このビジョンに基づきまして事業を進めております。

給水の状況ですけれども、令和4年度の年間配水量は662万5,179立方メートルで、令和3年度に比べまして11万2,150立方メートル、率にいたしますと約1.7%減少しております。また有収水量は、水量で30万12立方メートル減の615万685立方メートルで、率といたしまして約4.7%の減少をしております。

給水人口ですが、令和3年度に比べまして321人減少の5万8,230人、給水戸数につきましては、321戸増の2万6,647戸となっております。

静岡県の企業局より受水をしております遠州広域水道の受水量は、令和3年度に比べ5,624立方メートル減の535万7,904立方メートルとなっております。配水量に対します受水量の割合ですが、受水量は減少しておりますが、自己水源となります井戸の更新工事によりまして取水量が減少しておりますので、令和3年度に比べまして1.3%増の80.9%の割合となっております。

なお、自己水につきましては、計画的に井戸の更新を行い、将来的には4割強を自己水、6割弱を県水とするよう計画しているところであります。

続きまして、工事の状況につきまして説明いたします。

決算書附属書類3ページから6ページを御覧ください。水源改良工事につきましては、2本の工事を発注いたしました。なおNo.1の工事につきましては令和3年度に工事発注を行いまして、令和4年度までの2か年の債務負担行為により施工させていただいております。また、No.3の工事につきましては令和5年度へ繰越しさせていただいております。配水管拡張改良工事につきましては、令和3年度から繰越しをしましたNo.1の工事につきましては7月に、またNo.2の工事につきましては令和5年2月に完了いたしております。令和4年度におきましては25本の工事を発注し、20件の工事が年度内に完成いたしました。No.23から28、ページにいたしまして5ページ、6ページになりますが、No.23から28の工事につきましては令和5年度へ繰越しとさせていただきます。

なお、配水管の整備延長につきましては5,285メートルの整備をしております。

決算附属書類1ページへお戻りください。財政状況となりますが、収益的収入額につきましては令和3年度に比べ、3,556万3,447円減少の12億4,716万7,163円で、2.8%の減少となっております。令和4年度の純利益であります。令和3年度に比べまして2,069万6,564円減少の1億4,645万6,837円を計上しております。また資本的収支ですが、収入額1億8,583万1,626円に対しまして、支出額6億9,246万2,160円となり、5億663万534円の不足額が生じました。

なお、不足額につきましては、内部留保資金等により補填をしております。

以上で、令和4年度湖西市水道事業会計の決算の概要につきまして、説明を終わらせていただきます。

○土屋委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑は歳入歳出をまとめて行いますので、質疑のある方はございませんか。

柴田議員。

○柴田副委員長 決算書の1ページ、2ページのところの収益的収入及び支出のところですけれども、第1款第1項のところですけども、営業費用の不用額が5,417万5,528円となっておりますが、その要因をお願いします。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。主なものとしたしましては、委託料修繕費及び遠州広域水道の受水費となっております。委託料につきましては、広域水道の受水費となっております。委託料につきましては入札先が発生したことによります不用額が生じてございます。また、修繕費につきましては突発的に発生いたします工事に伴って、支障となる配水管や給水管の部分的な切り直しということが工事に伴って発生することがあるのですが、令和4年度におきましては、そのような切り直しの発生件数が少なかったということから不用額のほうは発生しております。また、遠州広域水道の受水費になりますが、井戸施設の突発的な不調であったり故障など、平成30年度にありました大規模な停電なんかで取水ができなくなった場合を想定しまして、ある程度、余裕を持った予算取りをさせていただいております。令和4年度におきましては、井戸のほうに大きなトラブルもなく、災害も発生しておりませんことから、その費用は不用額として発生したということになっております。以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 分かりました。続いて、ページをめくって、決算書3ページ、4ページのところに載っております資本的収入及び支出のほうから第1項建設改良費の不用額が1億5,950万4,074円となっておりますけれども、こちらの要因について教えてください。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。主なものとしたしまして工事請負費となっております。水源改良費につきましては配水施設の整備のほうになりますが、入札差金によりまして不用額が発生しております。また、配水管拡張改良費、いわゆる水道管の布設替工事になりますが、こちらにつきましては他事業、県の事業によりまして同調施工を計画しておりました路線の発注が取りやめになったということから工事を取りやめたりですとか、他の事業の事業計画の調整によって、今年度、整備の必要がないということと判断させていただきましたので、工事の発注を取りやめたものもでございます。そういったものに併せまして入札差金等がございましたので、そこによりまして不用額が発生している状況でございます。以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 先ほど、営業費用並びに今の建設改良費のところの不用額を聞かせていただいたわけで、入札差金等のお話もありまして、またその中で特に建設改良費のところでは工事の取りやめというような話も出てきましたけれども、不用額を見てみますと、営業費の不用額ですと当初予算額の約5%ぐらいの中で許容の範囲なのかなと思うんですけども、建設改良費の不用額を見ますと20%強が不用額という形になっておりまして、そういった中で工事の取りやめというようなこともあったんですけども、そういった予算を立てる段階の見通しの誤りというか、そういったところはどうだったのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。先ほど追加で説明になりますが、他事業との同調施工につきましては下水道事業の整備に併せて配水管の布設替えということもございました。その路線につきましては、下水道課につきましても予算化しておりましたので、水道事業としても合わせて予算取りをさせていただいております。そこについては、まず下水道課のほうの事業は発注が取りやめになったということで、併せまして水道の事業も取りやめさせていただいたという実情もでございます。

県の事業のほうですが、ある程度、前年度に調整させていただくのですが、県のほうもなかなか予定外のところで追加で発注される工事等もありますので、ある程度、安全を見て予算を取らせていただいているんですけども、実際はそこで発注ができなくなったとかという状況もございますので、県の工事に併せて整備することによって手戻りのないような形で配水管の布設替えをしていきたいなということで予算取りはさせておりますので、若干、他事業の整備状況に合わせてやれない現場というのが発生したという状況ではあります。以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 余裕を持った予算取りと、他事業と同調してできた工事というのもあったということで理解できました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにございますか。

馬場委員。

○馬場委員 決算書の8ページの水道事業剰余金処分の決算書の中にありますけど、未処理処分利益剰余金を資本金に組み入れるが、差額を建設改良積立金に積み立てずに繰越利益剰余金とする理由について説明いただきたいと思います。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。例年につきましては、未処分利益剰余金を資本金に組み入れたいまして、その差額につきましては建設改良積立金に積み立てしているような状況でございます。令和4年度の剰余金の処分の方法につきましては、令和5年度今年度の予算の話になってしまうのですが、令和5年度予算につきましては収益的支出が収益的収入を上回っている予算となっております。これは今年度令和5年度の事業におきまして、配水場の一部解体撤去を計画しておりまして、固定資産であります配水場を除却することにより資産減耗費が大きく増加するため、令和5年度の損益計算を行いますと純利益がマイナス9,600万円弱の純利益という計算になります。そのため未処分利益剰余金を資本金に組み入れた差額を繰越利益剰余金としまして、令和5年度におけます純利益のマイナス分を令和4年度の繰越剰余金で相殺しようとするものであります。以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 数字がダダッと並んだので、なかなか頭の中で整理できなかったんですけど、内容的には理解させていただきまして、そういった形で、来年度5年度で調整できるということだと思えますよ。それについては何とか理解できました。

続けていいですか。

附属書類の3から6ページ、先ほども一部ありましたが、令和4年度に実施した工事の概要について、主要なところで結構ですので、24本ですかね、令和5年度へ5つほど繰り越したと。それについて説明いただきたいと思えます。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。令和4年度に実施をいたしました工事の状況について説明いたします。

決算附属書類の3ページから6ページを御覧ください。工事につきましては水源改良工事を令和4年度に2本発注いたしまして、1本の工事を令和5年度に繰越しております。またNo.1の工事につきましては令和3年度、4年度の2か年の債務負担行為により工事を行いました。令和3年の予算の全額を令和4年度に繰越しておりますので、備考欄に令和3年度からの繰越しとの記載をさせていただいております。

工事の水源改良費の内訳となりますが、No.1の工事につきましては老朽化が進んでおります吉美の配水場の更新工事を行っております。No.2の工事ですが、内山地区に新たな水源を確保するための工事となっております。またNo.3の工事につきましては老朽化が進んでおります大沢水源の更新のための工事となっております。No.2、No.3、両工事ともに、工事の内容につきましては地下水の水質や用水量、くみ上げる量の把握をするための工事を行いまして、水質につきましては水道水として供給することができる水質でありますことを確認しております。また、くみ上げる用水量につきましても設計数量を確保できることを確認いたしました。

続きまして、配水管拡張改良工事となります。令和4年度に25本の工事を発注いたしまして、6本の工事を令和5年度に繰越しております。また、2本の工事が令和3年度より繰越しがされておりますので、令和4年度におきましては22本の工事が完成しております。

令和4年度に発注を行いました25本の工事の内訳でございますが、アセットマネジメント計画に基づき整備を行いました工事がNo.3、No.8、No.9、No.11、No.12、No.18、No.23、No.24、No.25、No.27の10本となっております。

県や市の事業に併せまして整備を行った工事が、ページをお戻りいただきまして、No. 6、No. 7、ページをめくっていただきましてNo. 14、No. 15、No. 16、No. 21、No. 22の7本となっております。配水区域の再編に伴いまして整備を行った工事が、ページをお戻りいただきまして、No. 5の工事の1本。漏水箇所の改善事業として行った工事がNo. 26の1本となっております。配水管工事の舗装復旧が仮復旧で完成しております路線の舗装本復旧を行った工事がNo. 4、No. 10、No. 17、No. 19、No. 20の5本となっております。

また、スマートメーターの設置に伴いまして、配水流量などのデータを取得する機器を格納する施設を設置した工事がNo. 13となっております。

工事の入札の方法ですが、21本が一般競争入札、4本が随意契約となっております。

契約方法の入札におきましては、一般競争入札21本のうち10本、約半数が最低制限価格と同額での応札となっております。また4本が低入札価格による落札となっております。落札決定に当たりましては最低制限価格で応札をいたしました複数の業者により抽選を行い、落札者を決定しているケースが多くなっている状況でございます。以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 工事関係については、今の説明で大体理解できたんですけど、物価高騰とか業者がなかなか人材不足というふうなところもいろいろ聞いているんですけど、その辺の影響というのは少しはある。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 少なからず物価高騰もあるんですが、土木技術職、業者さんの監督さんの不足ということもやはりございまして、一応年内にはある程度の工事の発注をさせていただいてはいるんですけども、現場に就ける監督さんがいらっしやらないということで、入札に参加されないというケースが見受けられます。繰越しをさせていただきますと、ある程度、工期にも余裕が出てまいりますので、そうすると応札していただける業者さんもいらっしやるのですが、年内で年度内の工期ということで発注させていただくと、なかなか監督さんが就けられないというような状況が実際は発生している状況であります。以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 こういった状況が令和5年度にも影響が出てくるというふうな判断でよろしいですか。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 やはり令和4年度の繰越し工事は令和5年に入っておりますので、まずは繰越し工事を完了させて、それから令和5年度の発注となりますので、若干後ろ倒しになっているところがあるのかなというところがございます。以上です。

○土屋委員長 馬場委員

○馬場委員 理解させていただきましたけど、その分ね、また物価高騰に影響も出てきて、予算的にも影響が出てくるんじゃないかなという心配をしております。分かりました。ありがとうございました。

○土屋委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 附属書類の9ページ、3の業務のところ業務量についてです。年間有収水量が配水量に比べて、大きく減少した要因を伺います。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。有収水量につきましては、料金の収入が得られた水量のことを言いまして、配水量、全数量から有収水量を差し引いたものが無収水量といいます。いわゆる無収水量というのは、お金にならない水量でございます。それにつきましては、消防水利、消火栓であったり、防火水槽であったり、そういうところに使う水であったり、水道管の布設工事などをいたしますと、布設した後に配管の中を洗う工事、洗管と言いますけれども、そういった作業を行います。そういったところに使う水につきましても無収水量。また当然、漏水につきましても

も無収水量に当たっております。

令和4年度の有収水量が大きく減少した原因でありますけれども、これにつきましては令和3年度の有収水量の算定の日数に相違がございます。これにつきましては、令和4年度昨年度から料金収入関係を豊橋市さんと連携して行っておりますけれども、業務の開始に向けましてメーターの検針時期を12日ほど延ばしております。そのため令和4年度の算定日数に比べまして、令和3年度のほうが12日間長い日数で計算しております。そのため令和3年度につきましては377日の有収水量に対しまして、令和4年度は365日の有収水量となっておりますものですから、そこで減少が発生しているというような状況でございます。以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。それでは、附属書類の10ページのところで事業費用に関する事項のところで、過年度損益修正損が増額した要因を伺います。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。過年度損益修正損につきましては、過年度に得た収益などに修正がありまして、その修正により発生する損失のことを言います。主なものですが、国庫交付金の精算に伴う返金となります。これは令和3年度のスマートメーターの導入に対しまして国の交付金をいただいておりましたが、交付金の消費税分につきまして、令和4年度におきまして、令和3年度分の消費税申告の精算を行った結果、返金の必要が生じておりますので、過年度損益修正損として計上させていただいております。

また、過年度に発生しております水道利用者の漏水減免に対する減免額を令和4年度に還付する場合につきましては同様に、過年度損益修正損として計上させていただいております。以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにございませんか。

山口委員。

○山口委員 附属書類22ページのところの欠損処分について、詳細な説明をお願いいたします。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。不納欠損につきましては水道料金で66件、金額にいたしまして71万2,363円となっております。湖西市水道料金等不納欠損処分取扱要領に基づきまして処分しております。

主な内容につきましては、転居先の不明、市外への転出、死亡などにより料金が回収できずに不納欠損として欠損で落とさせていただいている状況でございます。以上です。

○土屋委員長 山口委員。

○山口委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 1件だけ。当初の水道事業の報告説明の中で自己水を4割というお話がありましたが、現状そうすると、遠州広域のほうから俗にいう県水から6割ということになっている形になるんだけど、そうすると県水のほうが減ることはないよね、県水の方が。それと4割の自己水を達成するための今の現状の井戸だけではもたないと思うんだけど、その辺のところについて説明いただければと思います。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 まず自己水が4割になり、県水が減るというお話。これにつきましては自己水が増えれば、当然、県水が減ることになります。今の契約が日当たり2万5,000トンの契約をさせていただいておりますが、令和14年度におきまして、県のマスタープランの変更が行われます。当然、前年度、前々年度から調整というのは始めて

まいります、実際、今、契約水量の減少ということも当然、人口減少もありますので、そういうところも視野に入れて、県水の受水水量につきましても今後は検討していきたいというふうに考えているところです。

また、自己水を増やすというお話ですが、現在計画的に井戸の更新をさせていただいております。やはり過去から井戸の更新はあまりやっておらずに延命化措置でやるような形ですと取水を続けておったんですが、やはりある程度、自己水確保ということをビジョンの中でうたいましたので、更新をしていく中で取水量を増加させて、ある程度、自己水を4割強まで上げていきたいというふうに考えておりますので、井戸については計画的に整備を進めていくということで、今進めさせていただいている状況です。以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 財政的にも多少、影響が出てくる。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 県水の水量が減った場合に単価が幾らになるかというところもあるかと思います。当然、今の単価につきましても、受水5市町があるんですが、そこが必要とする水量が賄えるだけの施設を県のほうで整備させていただいておりますので、当然その費用についてお支払いをさせていただいていると。

今後につきましては、どこの市町につきましても契約水量って下がってくるのかなと思いますので、そうすると施設のほうも当然ダウンサイジングしていくのかなと思いますので、単価は下がるのか、上がるのかと言われると、ちょっと。当初にかかった費用というのは県も回収してくるとは思いますので、そこら辺は今後の調整かなというふうに考えております。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 自己水がそこまで行くとなれば、その分、当然普通に考えて、お金で買う水と違って、その分くみ上げる経費がかかるんだけど。費用対効果も含めてね。だんだんそういうふうになれば、やはり自己水を持つということは大事なことだし、災害時の関係も含めて、いい方向には行くかなと思っております。しっかり取り組んでいただければと思います。終わります。

○土屋委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 豊橋市との水道料金の収納業務を包括委託をするようになったじゃないですか。もちろんメリットがあってやっているんだと思いますけれども、市民の皆様とか窓口に来る皆様も減ってきていると思うんですけど、どうなんですかね。その状況は。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。やはり最初はどうしてもカウンターに見られるお客さんというのはいらっしやいました。お電話の問合せでも当然、年度当初というのはいただいているのですが、それにつきましても、ある程度豊橋市のお客センターを御紹介させていただくことで対応させていただいております。現在はあまり窓口にお客さんは見えられない状況ではあります。あと今、実証実験中ではあるのですが、水道課のカウンターでスマート窓口ということでパソコンを介して豊橋市のお客センターとつながっておりますので、そこでパソコンに向かって用件を伝えていただくと豊橋市の料金センターがそこで対応するというような対応もしておりますので、職員が窓口に出てということは、かなり減っております。以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 人工の削減という意味でされたと思うんですね。そうなってくると水道課の職員さんの人数というのは、だんだん減らされていくようになるんですか。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 委託したことで人件費が削減できるということでやっておりますので、料金収納に係る職員という

ことについては削減可能かなど。ただ、料金改定もやっておりますので、そういう事業につきましても、同じ料金の係でやっておりますので、そこに係る人工というのはやはり必要かなということもございます。また、スマートメーターもいろいろ組み合わせておりますので、そういうところで企画部門というか、そういうことも料金収納がやらない代わりにそういう仕事を手を挙げていただければなというふうにも考えておりますので、料金収納に係る人工につきましては減らせるのではないかというふうには考えております。以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 今、スマートメーターの話も出たんですけど、北部地区、スマートメーターを導入させていただいて、苦情はあったのかどうか。どうでした。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 スマートメーターに直接起因する苦情がどうかは分かりませんが、メーターをスマートメーターに変えたときに、我々としてはメーター交換が原因とは捉えてはいないのですが、その後に漏水が発生した。それがスマートメーターが原因ではないかという苦情はいただいております。また、うちのほうとしてはスマートメーターの交換が直接の漏水の原因ではないという判断をさせていただいて、その辺は対応させていただいたという実情がございます。以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。スマートメーター導入で市民の皆様にメリットがあるということが、どんどん伝わっていけばいいかなと考えています。湖西市内全域に導入するまでには、まだ時間がかかりますけれども。終わります。

○土屋委員長 皆さん、ほかにはございませんか。

柴田委員。

○柴田副委員長 すみません。工事のところの細かいところで恐縮なんですけども、教えていただきたいんですけども、工事の配水管拡張改良工事5ページのところの22番ですけれども、随意契約330万円ということになっているんですけども、金額的にも少額、随意契約の金額を超えていると思うんですけども、期間1か月ほどの工事だったので、何かよほどの緊急性のある突発的な工事が発生して行われたのか、そこら辺の工事の詳細を教えてください。

○土屋委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。この工事につきましては、静岡県が行っております電線共同溝の工事に併せまして支障となる配水管の布設替えを行うという工事となっております。この工事につきましては、2回ほど一般競争入札の公告をさせていただいて入札を行いました、応札者がいないというような状況でした。現場は国道301号ということで、交通量も多くて、なかなか地下水も高いような現場もありまして、県との同調施工ということで、なかなか工程的にも厳しいということもあったのかなというふうには推測するのですが、応札者がいないという状況の中で、うちとしては整備はしていかなければならないということがございましたので、電線共同溝の関係の工事を受注した業者さんに特命随契をさせていただくことで、工程管理であったり安全管理であったりということが期待できるということで、特命随契という形で随意契約させていただいております。以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 分かりました。競争性がない随意契約になったということで理解できました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第91号、令和4年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を認めます。

[賛成者挙手]

○土屋委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において、作成させていただきます。

ありがとうございました。

副委員長、閉会をお願いいたします。

○柴田副委員長 それでは、建設環境委員会9月定例会の付託議案として付託されておりました議事を終了したいと思います。

以上で、建設環境委員会を終わります。

○土屋委員長 どうもお疲れさまでした。

[午前11時24分 閉会]

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 土屋 和幸